

変更案

【 : 現計画に追記する箇所]
 を含む計画の変更案について、
 別添（回答書）よりご回答をお願いいたします。

資料6

地域公共交通確保・維持事業について

(1) 地域間幹線系統について

他市町に跨る地域間幹線系統は、複数地域の交流を活性化するために重要な路線です。しかしながら、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持する必要があります。対象となる系統は、以下のとおりとしますが、必要に応じて活性化協議会において見直しを行います。

NO	運行事業者 (実施主体)	位置付け	運行系統名	役割	補助事業 の活用
①	神姫バス(株)	地域内幹線	土山駅～母里	明石市魚住町北西部地域、加古川市および稲美町と JR 土山駅間の移動手段を確保する。	幹線補助
②	神姫バス(株)	地域内幹線	土山駅～上新田北口	明石市魚住町北西部地域、加古川市および稲美町と JR 土山駅間の移動手段を確保する。	幹線補助
③	神姫バス(株)	地域内幹線	明石駅前～土山駅	JR 明石駅～JR 土山駅間の移動手段を確保する。	幹線補助
④	神姫バス(株)	地域内幹線	明石駅前～三木営業所～社	明石市大道町・和坂地域、神戸市西区および北播磨地域と JR 明石駅間の移動手段を確保する。	幹線補助
⑤	神姫バス(株)	地域内幹線	明石駅前～名谷駅前	明石市鷹匠町・茶園場町地域および神戸市西区・須磨区と JR 明石駅間の移動手段を確保する。	幹線補助
⑥	神姫バス(株)	地域内幹線	明石駅前～三木営業所	明石市大道町・和坂地域、神戸市西区および北播磨地域と JR 明石駅間の移動手段を確保する。	幹線補助
⑦	神姫バス(株)	地域内幹線	大久保駅～西神中央駅前	JR 大久保駅から明石市大久保町地域および神戸市西区西部・北部地域と神戸市営地下鉄西神中央駅間の移動手段を確保する。	幹線補助

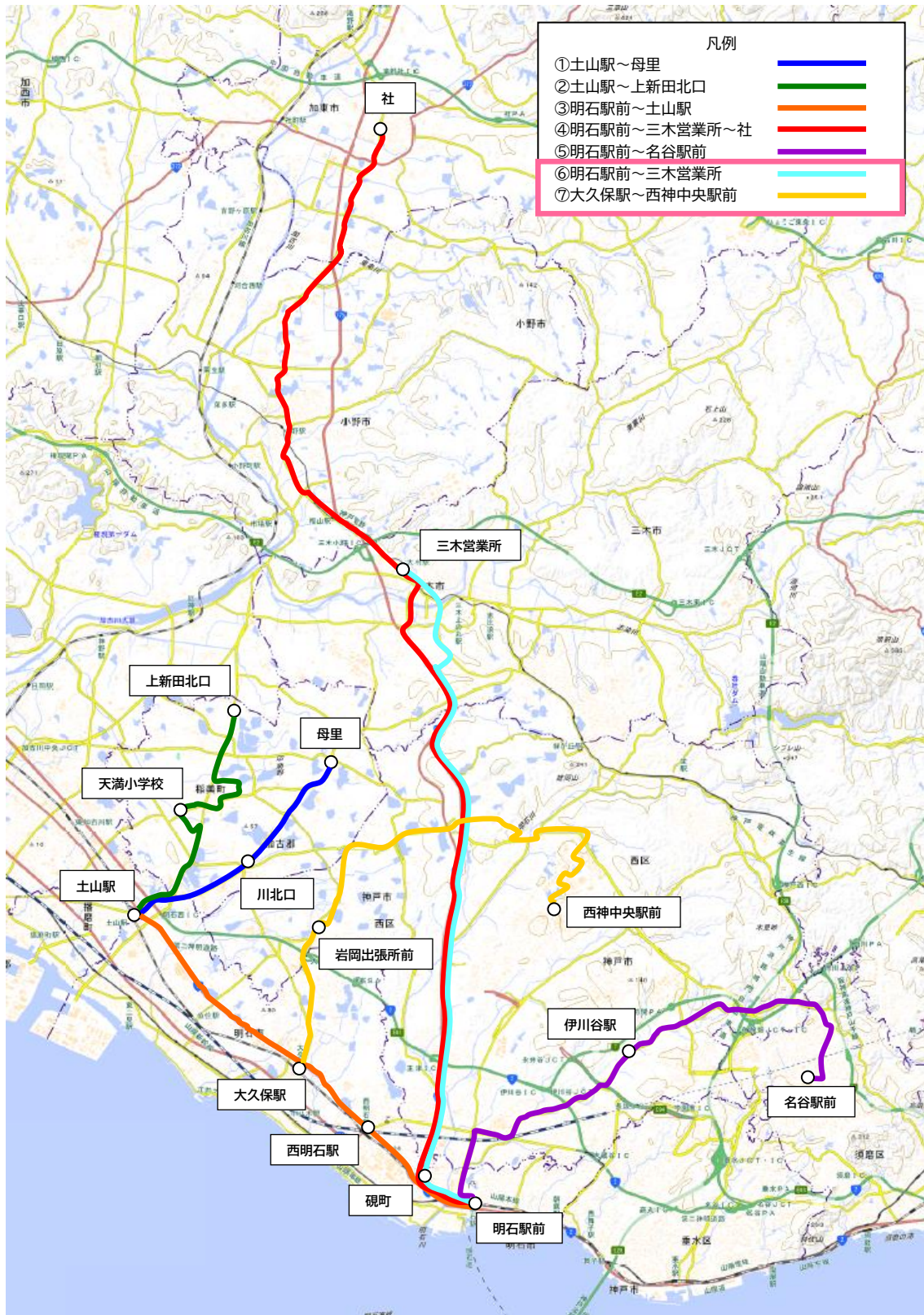
令和6年度補助路線（見込み）

なお、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持するにあたっての目標は下記のとおりとします。

目標	数値指標	データ取得方法	現況値（R3年度）	目標値（R14年度）
交通事業者との連携強化による路線の維持改善	市内バスの年間利用者数	バス事業者保有の乗降データにより毎年計測	32,853 千人/年	35,000 千人/年
地域全体で支える持続可能な公共交通	公共交通に係る市の財政負担	普通会計決算により毎年整理	利用者1人あたり138円/人	利用者1人あたり138円/人
	路線バス事業者の収支差（当期純損益）	事業者の決算説明資料等から毎年計測	2,137 百万円/年（R3年度実績値）	1,700 百万円/年（R6年度目標値）

変更案

(2) 地域間幹線系統図(全体)



出典：国土地理院地図

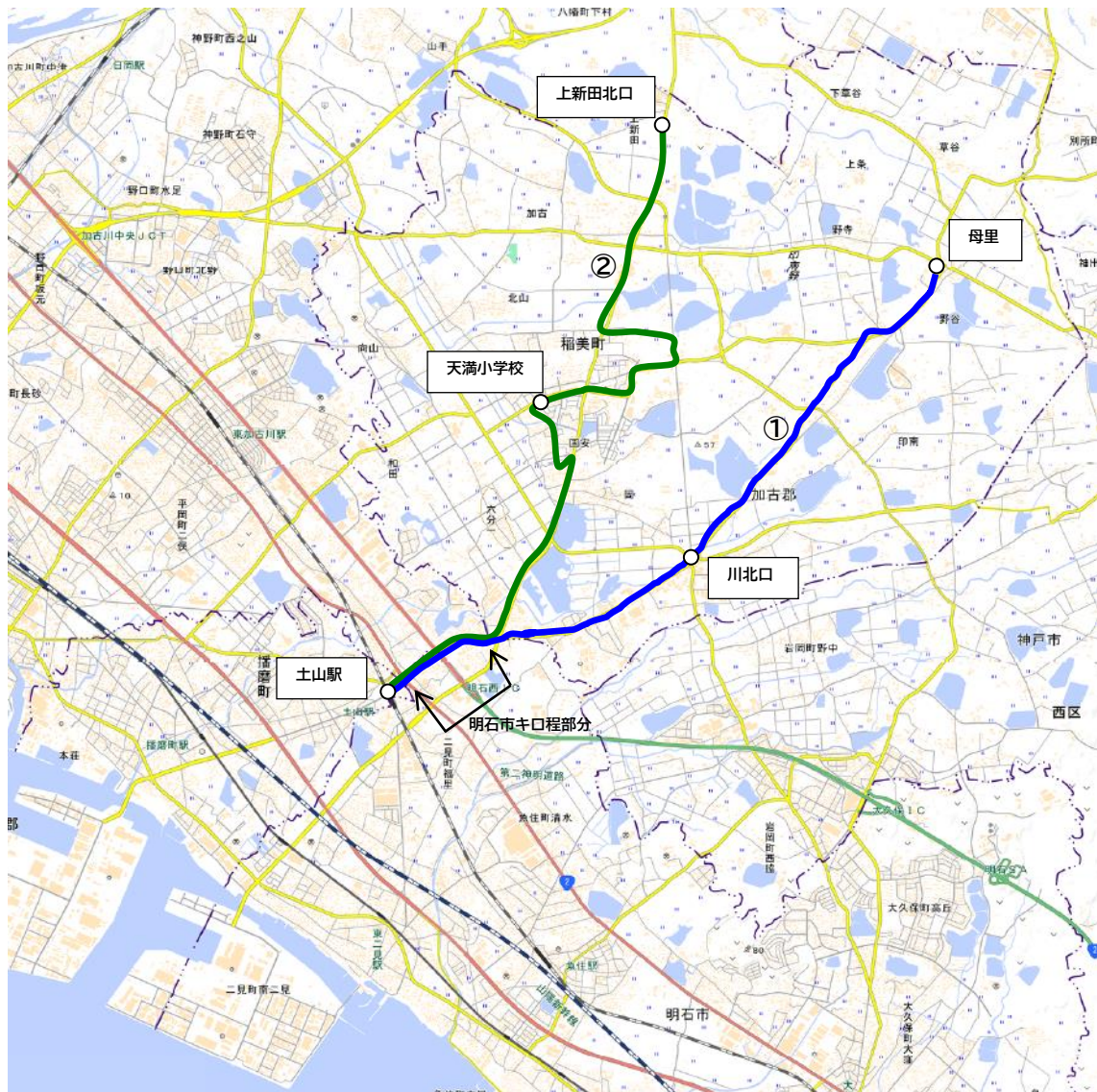
変更案

(3) 地域間幹線系統図(個別)

NO	運行事業者 (実施主体)	運行系統名	起点	主な経由地	終点	事業許可 区分	運行態様	キロ程 (km)	うち 明石市 (km)	補助事業 の活用
①	神姫バス(株)	土山駅～母里	土山駅	川北口	母里	4条乗合	路線定期 運行	7.7	0.5	幹線補助
②	神姫バス(株)	土山駅～ 上新田北口	土山駅	天満小学校	上新田北口	4条乗合	路線定期 運行	8.4	0.5	幹線補助

①、②はいずれも隣接する市町とJR土山駅を結び、通勤通学、買物、通院等の日常生活における移動手段として不可欠な役割を担いながら、JR土山駅からは他路線や鉄道による広域な移動も可能となる重要な路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持する必要がある。

出典：国土地理院地図



変更案

NO	運行事業者 (実施主体)	運行系統名	起点	主な経由地	終点	事業許可 区分	運行態様	キロ程 (km)	うち 明石市 (km)	補助事業 の活用
③	神姫バス(株)	明石駅前～ 土山駅	明石駅前	西明石駅	土山駅	4条乗合	路線定期 運行	13.8	13.6	幹線補助

③は JR および山陽明石駅から JR 西明石駅を経由して JR 土山駅を結び、鉄道と並行しながらも、鉄道駅までは一定の距離がある利用者も多いことから、通勤通学、買物、通院等の日常生活における移動手段として不可欠な役割を担いながら、鉄道への接続による広域な移動も可能とする重要な路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持する必要がある。



出典：国土地理院地図

変更案

NO	運行事業者 (実施主体)	運行系統名	起点	主な経由地	終点	事業許可 区分	運行態様	キロ程 (km)	うち 明石市 (km)	補助事業 の活用
④	神姫バス(株)	明石駅前～ 三木営業所～社	明石駅前	三木営業所	社	4条乗合	路線定期 運行	36.5	3.1	幹線補助
⑥	神姫バス(株)	明石駅前 ～三木営業所	明石駅前	硯町	三木営業所	4条乗合	路線定期 運行	20.9	3.1	幹線補助

④、⑥はいずれも隣接する市とJR および山陽明石駅を結び、通勤通学、買物、通院等の日常生活における移動手段として不可欠な役割を担いながら、明石駅からは他路線や鉄道による広域な移動も可能となる重要な路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持する必要がある。

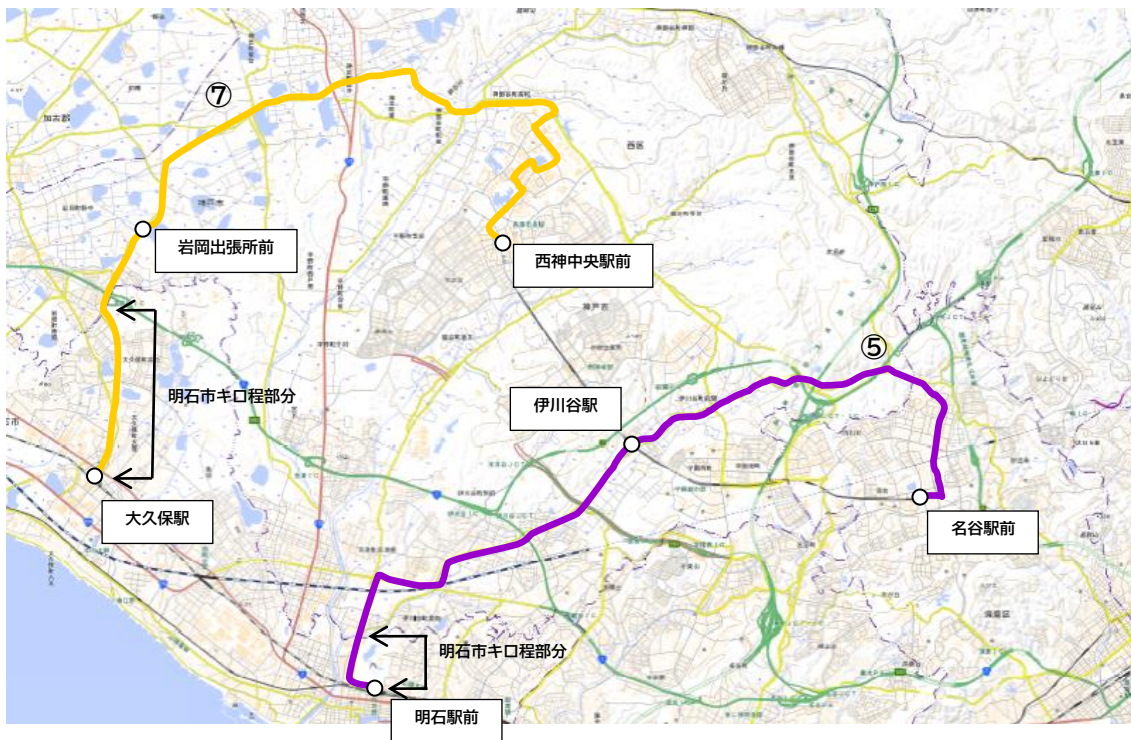


出典：国土地理院地図

変更案

NO	運行事業者 (実施主体)	運行系統名	起点	主な 経由地	終点	事業許可 区分	運行態様	キロ程 (km)	うち 明石市 (km)	補助事業 の活用
⑤	神姫バス(株)	明石駅前～ 名谷駅前	明石駅前	伊川谷駅	名谷駅前	4条乗合	路線定期 運行	17.5	1.6	幹線補助
⑦	神姫バス(株)	大久保駅～ 西神中央駅前	大久保駅	岩岡 出張所前	西神中央 駅前	4条乗合	路線定期 運行	18.7	3.2	幹線補助

⑤はJRおよび山陽明石駅から神戸市営地下鉄伊川谷駅を經由して神戸市営地下鉄名谷駅を結び、⑦はJR大久保駅から神戸市西区の西部・北部地区を經由して神戸市営地下鉄西神中央駅を結び、いずれも通勤通学、買物、通院等の日常生活における移動手段として不可欠な役割を担いながら、鉄道への接続による広域な移動も可能とする重要な路線である。一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を活用して運行を確保・維持する必要がある。



出典：国土地理院地図